

「広島県動物愛護管理推進計画」の見直しについて

〔令和 3 年 6 月 24 日
食 品 生 活 衛 生 課〕

1 要旨

令和元年 6 月に「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」とする。）」が、令和 2 年 4 月に「動物愛護管理基本指針」が改正されたこと、また、これまでの県の取組の現状と課題を踏まえ、「広島県動物愛護管理推進計画」の見直しを行う。

2 現状と課題

- 平成 23 年度の都道府県別の犬猫殺処分数が全国ワーストとなった。
- 以降、犬猫の保護・引取数の削減、返還・譲渡数の増加に注力して取り組み、現在は、事実上殺処分のない状態となっているが、犬猫の保護・引取数は依然として多い。
- 動物福祉の観点から薬物によって安楽死するものを除き、全ての犬猫を譲渡できている現状ではあるが、その大部分は特定の動物愛護団体への譲渡である。
- 令和元年 6 月、「動物愛護管理法」が改正され、動物取扱業者に対して、飼養施設の規模等の数値規制が設けられるとともに、マイクロチップ装着後の販売が義務付けられた。
- マイクロチップの装着は、一般飼養者、動物愛護団体に対しては努力義務とされた。

3 見直しの主な内容

- 「動物愛護管理法」及び「動物愛護管理基本指針」の改正内容を取組に反映した。
- これまでの取組の現状と課題を踏まえて、計画の取組に反映するとともに、目標を見直した。
また、新たに活動指標を設定した。
- 令和 5 年 4 月に開設予定の県の新動物愛護センターを活用した取組を盛り込んだ。

4 計画素案の概要

(1) 位置付け

「動物愛護管理法」第 6 条に基づく県の計画

(2) 対象

地域住民、飼い主、動物取扱業者、県獣医師会・動物愛護団体等の関係団体、ボランティア、動物愛護推進員、研究機関、市町、県

(3) 基本理念と目指す姿

基本理念	「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現
目指す姿	「動物愛護」と「適正飼養」に対する理解が進み、動物の虐待や遺棄、無責任なエサやり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている状態

(4) 計画期間

令和 3 年度～令和 12 年度（10 年間）

(5) 数値目標

指標	現状値	目標値
犬猫の引取頭数※1	R1 年度： 4,715 頭	R12 年度： 3,300 頭 (R1 年度から△1,415 頭, △30%)
犬猫の個人への譲渡率※2 (県センターの目標)	R1 年度： 9% (譲渡 221 頭/引取 2,529 頭)	R12 年度： 26% 〔譲渡 486 頭/引取 1,843 頭〕 R1 年度から+17%

※1 現状で事実上殺処分のない状態となっている一方で、引取頭数は依然として多いため、引取頭数を指標に設定

※2 譲渡については特定の動物愛護団体に依存している現状があり、その改善に向けては個人の方への譲渡増が重要。
ただし、引取数の減少とともに譲渡数は伸びなくなることを考慮して、譲渡数ではなく譲渡率を指標に設定

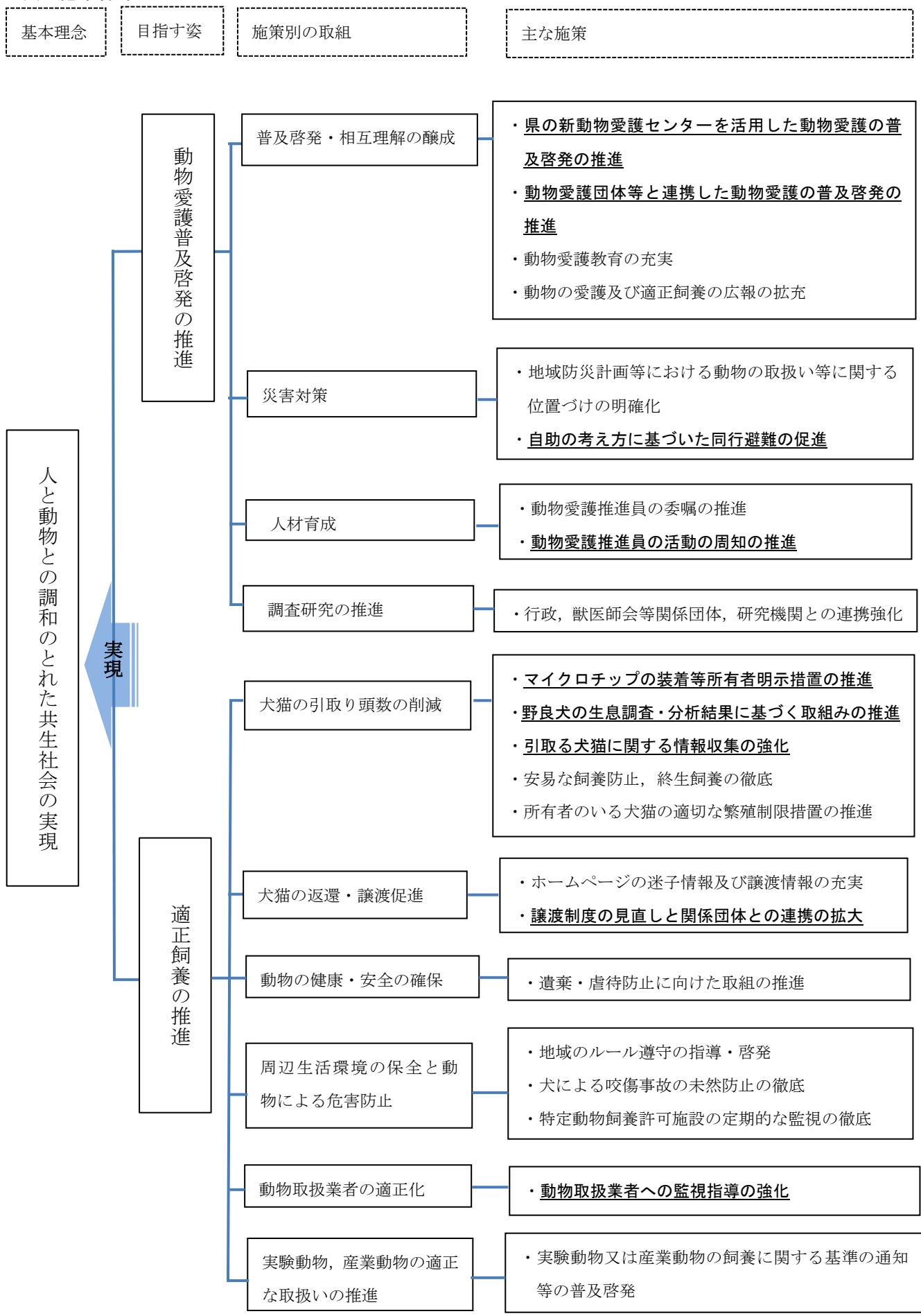
(6) 活動指標

活動指標	現状値	目標値
マイクロチップ装着率※1	犬 R1 年度： 11.8% 猫 R1 年度： 2.2%	犬 R12 年度： 85% 猫 R12 年度： 50%
新動物愛護センター来場者数※2	H27-R1 年度平均： 3,500 人	R7 (開設 3 年後) : 7,000 人 (現状値の 2 倍) R12:7,000 人を維持

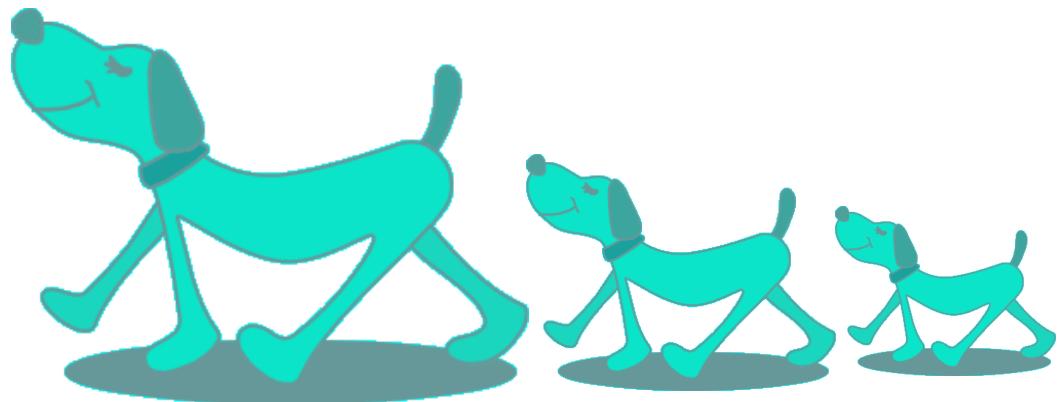
※1 マイクロチップ装着率が高まることで飼養者の責任感が向上し、遺棄・虐待や犬の放し飼い等が抑制されるとともに、迷子となっても早期返還されることで野良犬・野良猫の増加の抑制につながることから活動指標に設定

※2 センター来場者の増加（裾野拡大）が犬猫の個人譲渡率向上に寄与することから活動指標に設定

(7) 施策体系



広島県動物愛護管理推進計画



令和3年 月

広島県

広島県動物愛護管理推進計画

目 次

はじめに

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方	・・・・・・・・	1
1 計画策定の趣旨		
2 性格		
3 期間		
第2 計画の基本理念	・・・・・・・・	2
1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現		
・広島県動物愛護管理推進計画（概要）	・・・・・・・・	3
2 連携・協働による施策の推進	・・・・・・・・	4
(1) 地域住民の役割		
(2) 飼い主等の役割		
(3) 動物取扱業者の役割	・・・・・・・・	5
(4) 獣医師会、関係団体等・ボランティアの役割		
(5) 動物愛護推進員の役割		
(6) 研究機関の役割	・・・・・・・・	6
(7) 市町の役割		
(8) 県の役割		
・関係者に期待される役割	・・・・・・・・	7
・動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係	・・・・・・・・	8
第3 現状・課題・目標	・・・・・・・・	9
1 現状と課題		
・犬猫の引取り		
・返還・譲渡・致死処分	・・・・・・・・	10
・犬の飼養割合の増加	・・・・・・・・	11
・犬の狂犬病予防注射接種率の低下	・・・・・・・・	12
・犬による咬傷事故の発生状況	・・・・・・・・	13
・動物に関する苦情等	・・・・・・・・	14
2 目指す姿と目標	・・・・・・・・	15

第4 取組の方向性と施策体系	16
・施策体系図	17
第5 課題への具体的取組	18
目指す姿 動物愛護普及啓発の推進		
施策-1 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成		
（1）県の新動物愛護センターを活用した普及啓発の推進	19
（2）動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進	
（3）動物愛護教育の充実	20
（4）動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充	
施策-2 災害対策	21
（1）県及び市町の防災計画への参画	
（2）災害対策を適切に行うための体制の強化	
（3）動物取扱業者の災害対策の徹底	
（4）特定動物の災害対策の徹底	
（5）災害対策のネットワークの構築	
施策-3 人材育成	22
（1）行政担当者の知識・技術の習得支援	
（2）動物愛護推進員の育成	
（3）専門知識を持つ者の育成	
（4）専門知識及び技能等を持つ人材の活用	
施策-4 調査研究の推進	23
（1）調査研究の実施	
（2）研究目録の作成	
目指す姿 適正飼養の推進	24
施策-5 犬猫の引取り頭数の削減		
（1）マイクロチップの装着等所有者明示措置の推進	
（2）野良犬及び野良猫の引取り頭数の削減	
（3）飼い犬及び飼い猫の引取り頭数の削減	26
（4）犬の登録・狂犬病予防注射の促進	
施策-6 犬猫の返還・譲渡促進	27
（1）元の所有者等への返還	
（2）収容された犬及び猫の譲渡の推進	
施策-7 動物の健康・安全の確保	28
・ 動物の遺棄・虐待の防止	
施策-8 周辺生活環境の保全と動物による危害防止	29
（1）地域のルール順守の指導・啓発	
（2）犬による咬傷事故の未然防止の徹底	
（3）特定動物の飼い主の社会的責任の遵守	

(4) 特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底	• • • • • 30
(5) 狂犬病対応マニュアルの活用	
(6) 人と動物の共通感染症の防止	
施策-9 動物取扱業者の適正化	• • • • • 31
(1) 動物取扱業者への監視指導の強化	
(2) 飼い主の責務に関する説明の徹底	
(3) 動物取扱責任者研修の充実	
(4) 業界全体の資質向上	
施策-10 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進	• • • • • 32
(1) 実験動物取扱施設への普及啓発	
(2) 畜産業者等への指導	
第6 計画の推進	• • • • • 33
1 計画の周知	
2 計画の実施体制の整備	
(1) 動物愛護（管理）センターの対応能力の向上	
(2) 調査研究の実施	
3 市町との連携推進	
4 関係団体との連携推進	• • • • • 34
5 達成状況の点検と計画の見直し	

はじめに

～人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して～

少子高齢化、核家族化が進行する中で、ペットショップ等の動物取扱業の増加や飼養動物種の多様化などに見られるように、県民の動物飼養への志向は高まっています。動物は、単なる愛玩の対象から、「家族の一員」あるいは「人生のパートナー」となり、飼い主と動物は深い関わりを持つようになってきました。今後も動物の存在意義が高まるとともに、動物が地域社会に深い関わりを持つことが予測されます。

一方、動物飼養に関する理解不足を原因とした遺棄や虐待、飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為、地域における猫の管理をめぐる意見の相違、ペットショップでの不適切な管理など、動物愛護管理に関する課題も多く存在しています。

国は、平成17年6月、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）を改正し、国の定める動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「動物愛護管理基本指針」という。）に基づき、都道府県がその区域における動物愛護管理推進計画を定めることを義務付けました。

県としましては、計画の策定にあたって、本県の実情を踏まえるとともに、多様な意見、情報及び専門的知識を取り入れるため、関係自治体や獣医師会、動物愛護団体等の関係団体、動物取扱業者、学識経験者、試験研究機関、そして地域住民の代表からなる動物愛護管理推進協議会を設置し、本県における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として、平成20年3月、広島県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

令和元年6月には、国が動物愛護管理法を改正し、令和2年4月には動物愛護管理基本指針が改正されました。これを受け、県におきましても今回、本計画を見直し、改正された法や指針の考え方を盛込むとともに、これまでの取組と県内の動物愛護管理を取り巻く課題を踏まえた上で、今後の取組と新たな数値目標等を示すこととした。

本計画を着実に実施することで、動物が地域社会において正しく受け入れられ、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指します。

令和3年 月
広島県

第1 動物愛護管理推進計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

広島県動物愛護管理推進計画（以下「本計画」という。）は、少子高齢化、核家族化が進行する中での、動物飼養への志向の高まりなど、今日の動物を巡る状況を踏まえ、人と動物との調和のとれた共生社会実現に向け、動物愛護管理に関わるすべての人々が取り組む具体的な計画として策定しています。

本計画を着実に実施することで、動物が地域社会において正しく受け入れられ、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている「人と動物との調和のとれた共生社会」の実現を目指します。

2 性格

本計画は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第6条に基づく計画です。

また、地域住民、飼い主、獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア、動物愛護推進員、研究機関、市町、県など、動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針としての性格を持つものです。

3 期間

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

第2 計画の基本理念

1 人と動物との調和のとれた共生社会の実現

動物の愛護の基本は、動物の命の尊厳を守るということにあります。すなわち、動物の利用や殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し厳粛に受け止める一方で、動物の命を軽視したり、みだりに利用したりすることなく、適正に取り扱わなければなりません。

動物の管理においては、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないようにする必要があります。逸走やみだりな繁殖、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等が好ましくない事態を引き起こす場合があることが広く認識され、動物の所有者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は自らが加害者になり得ることを十分に自覚しなければなりません。

このように、広く動物の命を尊重する考え方及び態度が確立されるとともに、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるよう、動物の所有者等が自らの社会的責任を自覚し適正飼養に努めることで、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られ、ひいては人と動物との調和のとれた共生社会が実現されます。

今回、県では、前計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、広島県動物愛護管理推進協議会に諮り多様な意見や専門的知見等を踏まえた上で、人と動物を取り巻く諸課題の解決を図るための取組の方向性を次の2つとしました。

- 動物愛護普及啓発の推進

- 適正飼養の推進

さらに、この課題を主体的に取り組む対象者を次のとおり8つに分類しました。

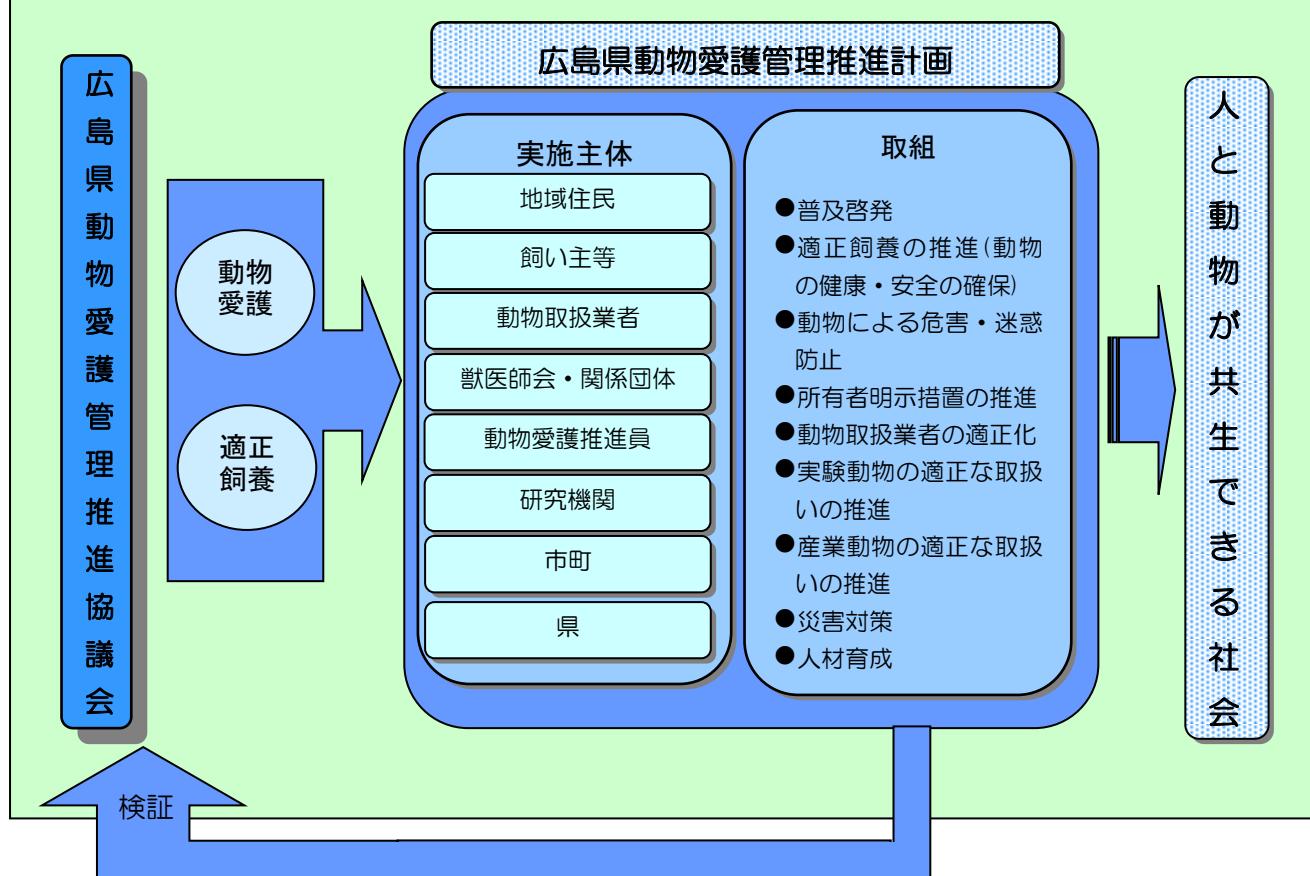
地域住民	飼い主等	動物取扱業者	獣医師会、動物愛護団体等の関係団体・ボランティア
動物愛護推進員	研究機関	市町	県

そして、それぞれの立場で連携・協働し施策を推進していくことにより、各地域においてより良いコミュニケーションを図り、人と動物との調和のとれた共生社会を実現しようとするとものです。

広島県動物愛護管理推進計画（概要）

課題

- 広報活動が十分でない
- 引取りが多い
- 野良犬・野良猫の引取りが多い
- 返還・個人等への譲渡が少ない
- 犬・猫の糞尿の問題
- 犬・猫の鳴き声の問題
- 咬傷事故
- 犬の狂犬接種率の低下
- 動物に対する正しい知識の欠如
- 動物虐待
- 人と動物の共通感染症
- 災害対策



2 連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関する課題は、飼い主の飼養マナーの欠如による近隣への迷惑行為、飼い主のいない猫を巡る意見の相違によるトラブルなど地域に密着したものから、犬の保護・犬及び猫の収容、動物取扱業の監視、特定動物の飼養保管許可等、広域的・専門的な対応を必要とするものまで様々です。また、それぞれの課題に対しても、地域住民、飼い主、動物取扱事業者、動物愛護団体等の関係団体、市町、県など多くの主体が関わっています。

真に人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、その考え方を、従来の飼い主と動物の関係に主眼を置いたものから地域社会との関係に主眼を置いたものへとシフトし、相互理解に基づく多様な関係者の主体的な参画・協働によって、地域づくり、社会福祉、公衆衛生といった社会課題の包括的な解決を念頭において取組を推進していくことが必要になっています。

(1) 地域住民の役割

人と動物との調和のとれた共生社会を実現し、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守っていくためには、県民一人ひとりの自覚的な行動が必要です。

県民には、動物に対する考え方を多様であることを前提として、地域コミュニティの中で、動物に対し肯定的な意見を持つ人と動物に対し否定的な意見を持つ人の相互理解を進め、我慢や対立ではなく、受容と調和により合意形成していく努力が求められます。

(2) 飼い主等の役割

人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、飼い主が果たすべき役割の基本は、法令を遵守し、動物の生理、生態、習性等に応じて生涯にわたり適正に飼養するという責務を果たすことです。そのためには予め動物の問題行動、飼養に要する経費、高齢になったときの世話などについても、十分理解しておく必要があります。

また、改正法において、犬猫等販売業者以外の一般の飼い主についてもマイクロチップ装着の努力義務が課され、所有明示措置の推進が一層求められています。飼い主は所有者責任を認識し、地域社会のルールを遵守することで飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していくことが求められます。

災害時には、被災を避けるためにも動物との同行避難をすることを念頭におき、普段から基本的な健康管理やしつけ、同行避難所等に関する情報収集、友人や親戚等の一時預かり先確保等に努めることが必要です。

その他、地域猫活動の実施者等、動物の占有者にも、動物に関する正しい知識を持ち適正に飼養する責務があり、動物の健康と安全を守るとともに、動物が人の生命、身体、財産に害を加えたり、周辺の生活環境に支障を生じさせるなど、人に迷惑を及ぼすことのないようにしなければなりません。不適切な餌やり等による迷惑問題が生じると、近隣住民等との間に感情的対立を生みやすいため、動物を適切に管理し地域に受け入れられることがひいては動物の福祉にもつながることを十分に理解し、行動する必要があります。

(3) 動物取扱業者の役割

動物販売業等の動物取扱業者は、県民に健康な動物を提供するとともに、購入者に飼い主責務の浸透を図るなどして、人と動物との調和のとれた共生社会の実現の一翼を担う社会的な役割を負っています。

このため、動物愛護管理法では動物取扱業者に対して、適正な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者への動物飼養に関する重要事項の説明、売買の記録と保管等について、確実に実施することを求めています。

(4) 獣医師会、関係団体等・ボランティアの役割

ボランティアや関係団体の役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体や県獣医師会は、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、県や市町のパートナーとして、人と動物との調和のとれた共生社会づくりを牽引していくことが期待されています。

動物に対する考え方は多様であることを前提として、多様な関係者と相互理解に基づき連携し、県民の間に動物愛護の気風や、生命尊重・友愛・平和の情操を育てることが求められています。

(5) 動物愛護推進員の役割

動物愛護推進員とは、動物の愛護や正しい飼い方について助言するなど、地域に根ざした動物愛護活動を行う者で、動物愛護に熱意と識見を有する県民の中から知事が委嘱できるとされており、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されています。

なお、動物愛護推進員は、法令により次の活動を行うこととされています。

犬及び猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民への普及啓発

- 住民の求めに応じた、犬及び猫等のみだりな繁殖の防止措置等に関する助言
- 犬及び猫等の譲渡のあっせん、その他の支援
- 行政の動物愛護管理施策への協力
- 災害時における動物の避難、保護等に関する行政への協力

(6) 研究機関の役割

研究機関の役割としては、人と動物の共通感染症に関して幅広く過去の調査研究のとりまとめを行うと同時に、今後の調査研究を通じ本計画に対して助言を与える役割が期待されています。

(7) 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものです。そのため、こうした課題解決には、地域の実情に応じ、関係者によるきめ細かな主体的取組が不可欠です。

なかでも市町には、地域に最も身近な立場で動物愛護管理の担い手の活動を支援するとともに、動物愛護と適正飼養に関する飼い主の社会的責任の自覚を促し、動物の飼養に対する地域住民の理解を促進していく重要な役割があります。

また、震災等の災害発生時には、市町が設置する避難所等に、飼い主が動物を同行して避難してくることが想定され、飼い主の避難を促し被災を避ける観点からも、避難所における動物の受け入れや取扱いに関する一定のルール作りや住民への周知が期待されています。

(8) 県の役割

県は、動物愛護管理行政の実施主体として、動物取扱業の登録と監視指導、犬の保護・犬及び猫の収容と返還・譲渡、人と動物の共通感染症対策、災害の動物救援等、広域的かつ専門的で主要な役割を果たしています。

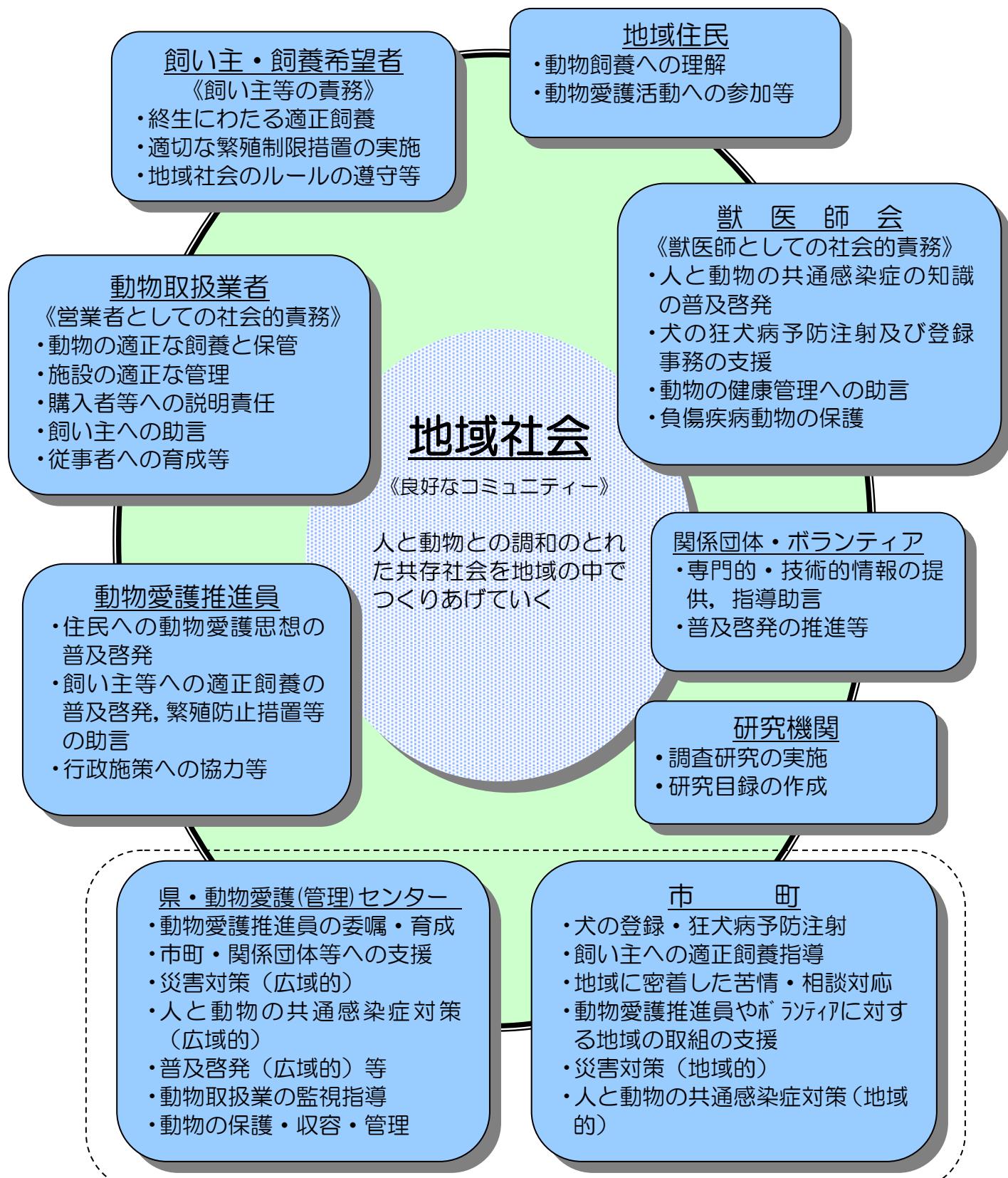
動物取扱業者への対応については、改正法においても規制強化が図られたように、一層の適正化を進めていかなければなりません。

犬及び猫の収容については、野良犬猫が多い当県の地域的特性を踏まえ、各主体の協力を受け、不幸な命を再生産する無責任な餌やり等に対する取組を総合的に進めなければなりません。また、返還・譲渡については、大部分の収容犬猫が登録団体等へ譲渡されていることを踏まえ、動物愛護思想の普及啓発と合わせ、個人向け譲渡の増加を図っていかなければなりません。

その他、動物の不適切な飼養又は給餌給水により、動物による危害及び周辺の生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が多く発生している現状を鑑み、多様な考え方があることを踏まえた上で、関係者と連携し地域の合意形成を支援していく必要があります。

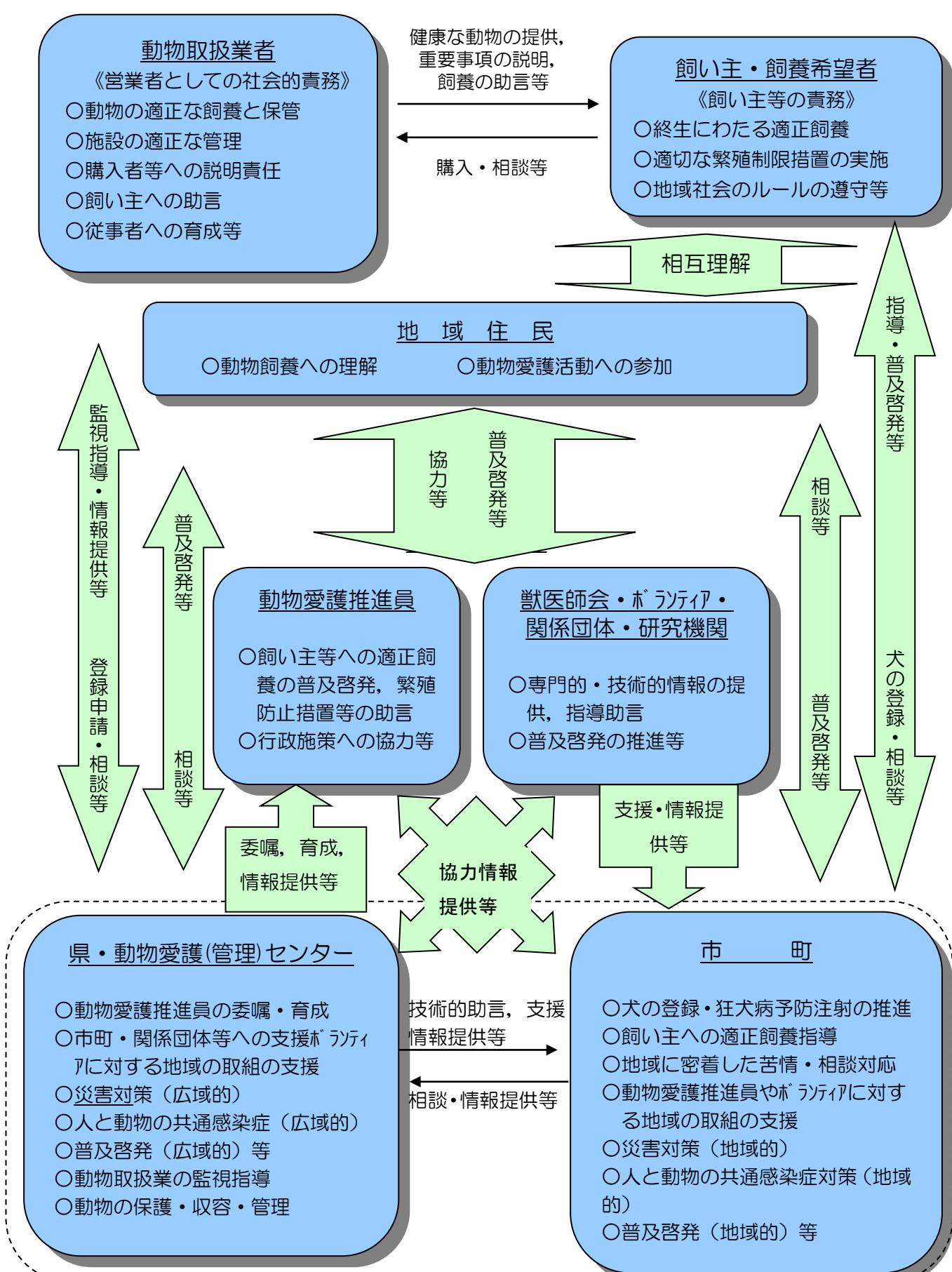
また、本計画全体の着実な進行を図るコーディネーターとして、動物に対する多様な考え方があることを前提として各主体の合意形成を促し、市町の動物愛護管理施策や、動物愛護団体、動物愛護推進員、ボランティアなどによる地域に根ざした活動が、県内全域で実施されるよう積極的に支援していく必要があります。

関係者に期待される役割



※ 広島市、呉市、福山市においては、「動物愛護（管理）センター」と「市町」が一体となった体制をとる。

動物愛護管理を推進する各主体の役割と関係



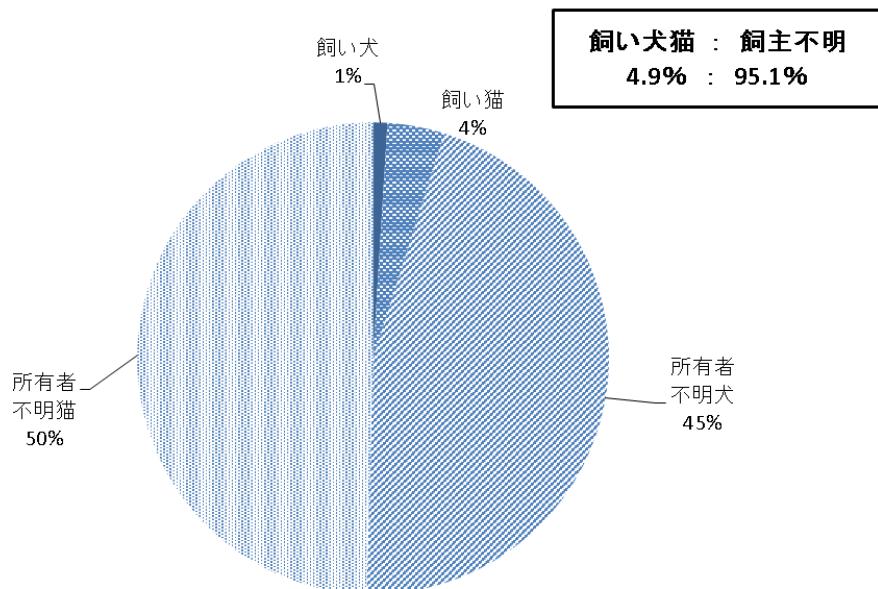
* 広島市、呉市、福山市においては、「動物愛護（管理）センター」と「市町」が一体となった体制をとる。

第3 現状・課題・目標

1 現状と課題

犬猫の引取り

- 令和元年度に県内の動物愛護（管理）センターに収容された犬猫 4,715 頭のうち、飼い主不明の犬猫が9割以上（犬 2,147 頭（45.5%）、猫 2,337 頭（49.6%））を占めています。そのほとんどは野良犬・野良猫であり、人に馴れないものや産れて間もない乳飲み仔も多いため、新たな飼い主への譲渡は難しい状況です。
- 殺処分対象となる犬猫を減少させるためには、地域に生息している野良犬・野良猫を減少させ、動物愛護（管理）センターに収容される野良犬・野良猫の数を減らす必要があります。行政機関、獣医師会、関係団体、地域住民はこのことを共通の認識とし、一体となってこの問題に取組む必要があります。
- 野良犬・野良猫が増える原因として、「無責任な餌やり行為」「放し飼い」「不妊去勢手術の未実施」「捨て犬」「捨て猫」等が挙げられます。また、「野良犬の保護」「無責任な餌やり行為への指導」など、野良犬・野良猫問題の解決には地域（市町、自治会等）の協力が不可欠です。

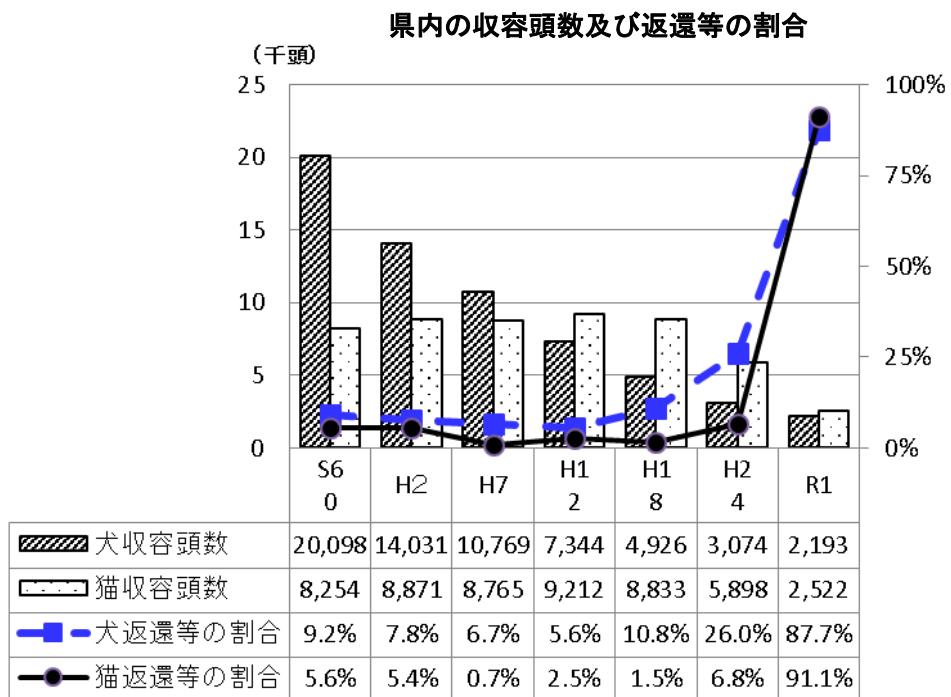


（令和元年度 県内全体状況）

返還・譲渡・致死処分

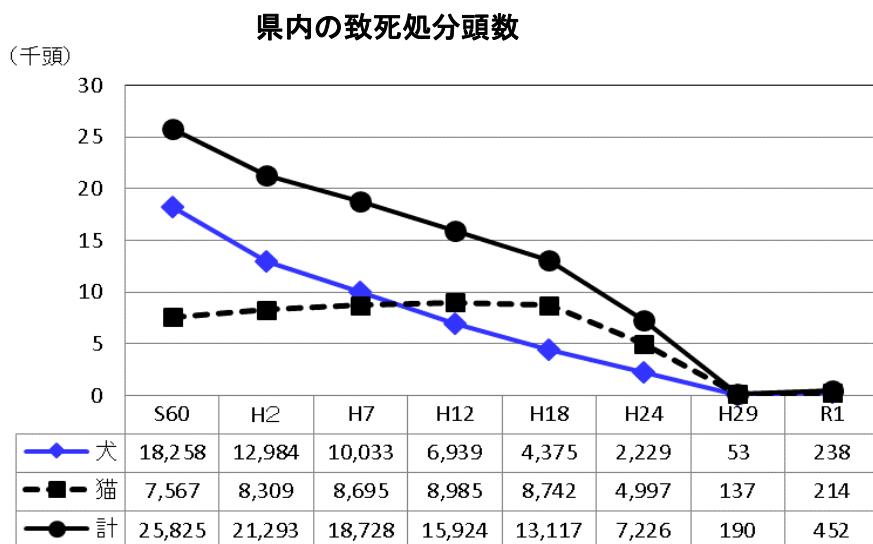
- 収容された動物の返還・譲渡の割合は、非常に低い状況が続いていましたが、動物愛護団体等による引き出しにより、大幅に増加しています。

ただし、個人へ譲渡した割合は少なく、より安定して持続可能な動物愛護管理行政を目指す観点から、個人譲渡を促進する必要があります。



- 昭和 60 年度以降、致死処分数は年々減少しています。

平成 29 年度は 190 頭（平成 18 年度比 1.4%）。本計画策定時に設定した中間目標（平成 29 年度の致死処分数を平成 18 年度の致死処分数から 50% 減少）を達成しています。

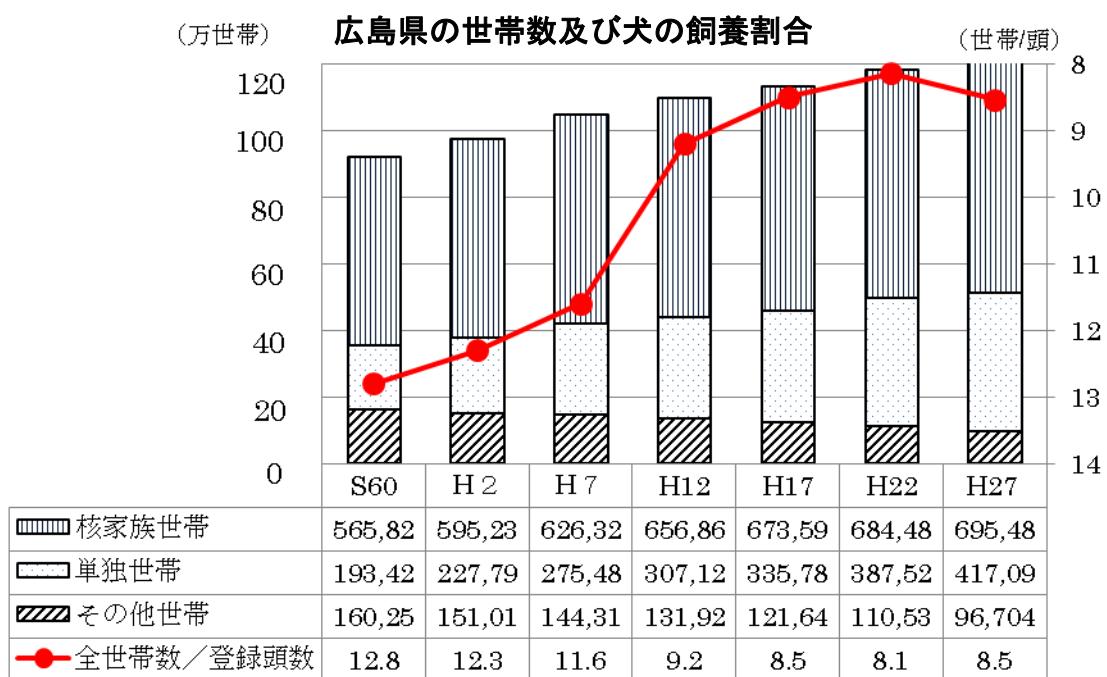


犬の飼養割合の増加

- 全国的には平成 23 年度以降、犬の登録頭数が減少していますが、本県ではほぼ横ばいとなっています。

なお、平成 14 年 6 月 11 日付け健感発第 0611001 号で通知の「狂犬病予防法に基づく犬の登録等の徹底について」によると飼い犬の転居先が不明になった登録原簿については、犬の寿命を考慮し、生後 20 年程度の保存期間を経た場合、再度転居先等の調査を行い、死亡届を提出するように指導されたいとあり、この通知に伴い、市町は、登録原簿を整理する必要があります。

- 本県の世帯数に対する犬の飼養割合は、昭和 60 年に 12.8 世帯数に 1 頭でしたが、平成 27 年には 8.5 世帯に 1 頭となり、約 1.5 倍となっています。

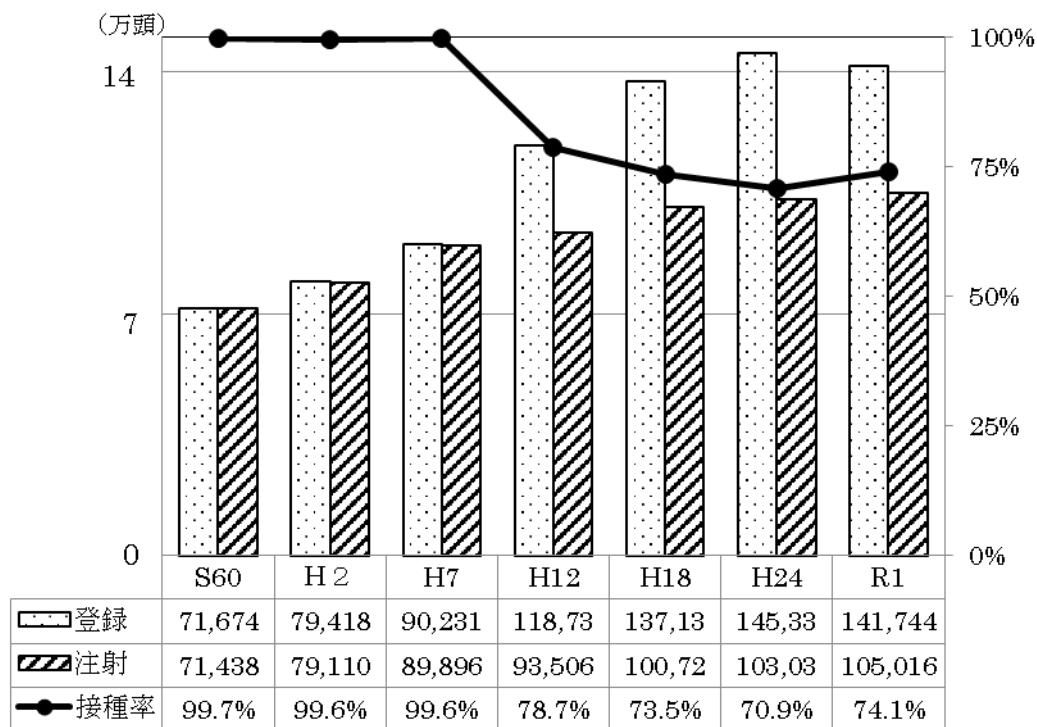


- 一般社団法人ペットフード協会の調査では、令和元年度の全国の犬の飼養頭数は、登録数約 615 万頭の 1.4 倍の約 880 万頭と推計されていることから、本県においても相当数の未登録の犬が飼養されていると考えられます。

犬の狂犬病予防注射接種率の低下

- 平成 7 年度には狂犬病予防注射接種率が全国、本県ともにほぼ 100%でしたが、令和元年度には全国が 71%，本県が 74%まで低下しています。
- また、登録された犬以外に多数の未登録の犬が飼養されていると推定されることから、実際の接種率は更に低いものと考えられます。
- なお、犬の登録が、平成 7 年に生涯 1 回に変更されてから、予防注射の接種率が低下しています。

県内の犬の狂犬病予防注射等について



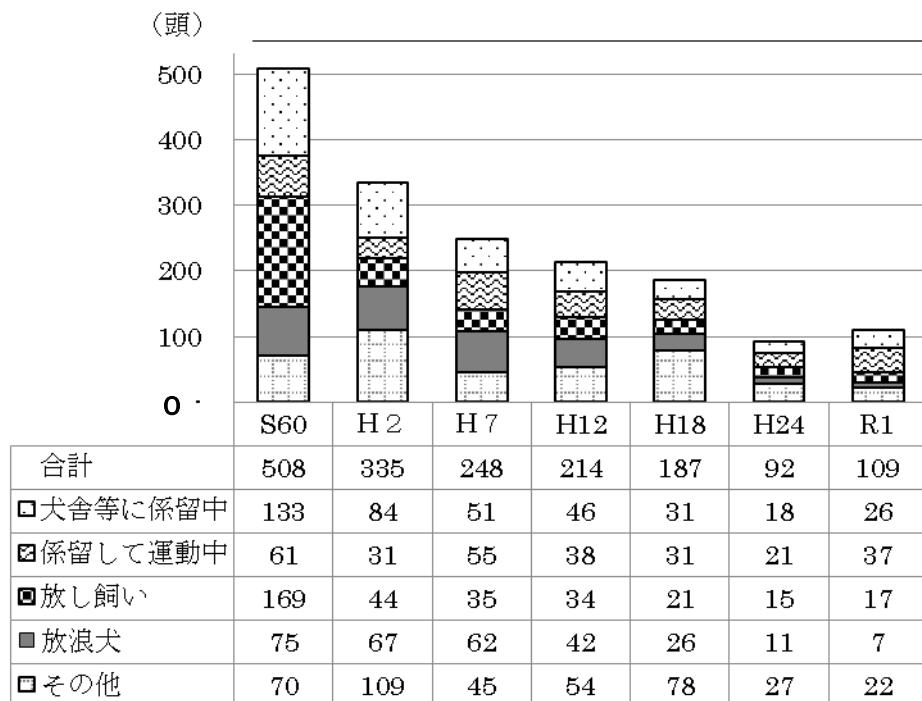
※昭和 60 年度から狂犬病予防注射は年 1 回実施

※平成 7 年度から犬の登録が年 1 回から生涯 1 回

犬による咬傷事故の発生状況

- 本県における動物関連の事故は、令和元年度には109件（平成18年度比58.3%）の届出があり、全て犬による咬傷事故です。
- 事故の多くは犬舎等に係留中や、放し飼いで起きており、しつけの不徹底、他者に対する配慮の不足などが原因となっています。

県内の咬傷事故発生時における動物の状況



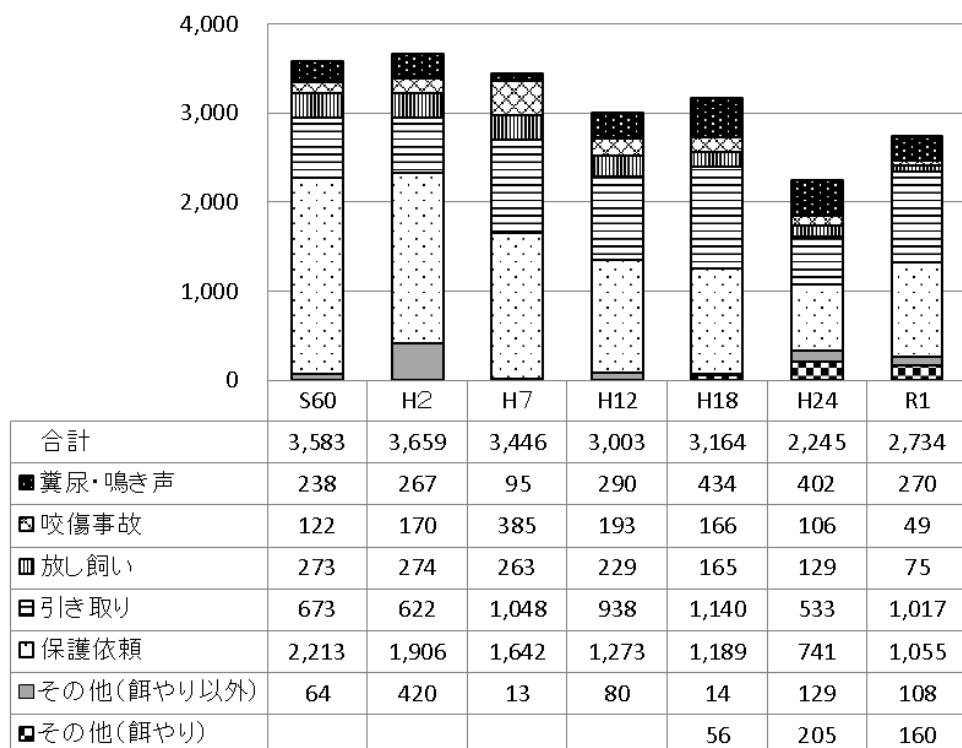
動物に関する苦情等

○ 平成 18 年度以降、平成 24 年度には一旦、全体として件数が減少しましたが、令和元年度には、全体件数が再度増加に転じています。

内訳をみると、「糞尿の放置や鳴き声による迷惑」、「咬傷事故」、「放し飼い」とった苦情は減少しているものの、引取りや保護の依頼が増加しています。

県内の苦情の状況

(件)



(※餌やりの調査については、H18 から集計開始)

2 目指す姿と目標

【目指す姿】

「動物愛護」と「適正飼養」に対する理解が進み、動物の虐待や遺棄、無責任なエサやり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られている状態

【数値目標】

指 標	現状 令和元年度	目標 令和12年度
犬猫の収容頭数	4,715 頭	3,300 頭 (令和元年度比 30% 減)
個人への譲渡率 (県センターの目標)	9% (221 頭/2,529 頭)	26% (486 頭/1,843 頭)

本県の動物愛護管理行政をより安定して持続可能なものとする観点から、次の2つの指標及び数値目標を設けます。

- 殺処分対象となる犬猫を減少させるためには、地域に生息している野良犬猫を減少させ、動物愛護（管理）センターに収容される野良犬・野良猫の数を減らす必要があります。
野良犬猫の頭数が減少すれば、引取り依頼等の苦情が減少し、ひいては収容頭数が減少する考えられますので、指標の一つを「犬猫の収容頭数」とします。
- より安定して持続可能な動物愛護管理行政を目指す観点から、個人譲渡を促進する必要がありますので、もう一つの指標を「個人への譲渡率」とします。

第4 取組の方向性と施策体系

「人と動物との調和のとれた共生社会」を実現するための取組として、本計画では次の2つの方向性を示します。

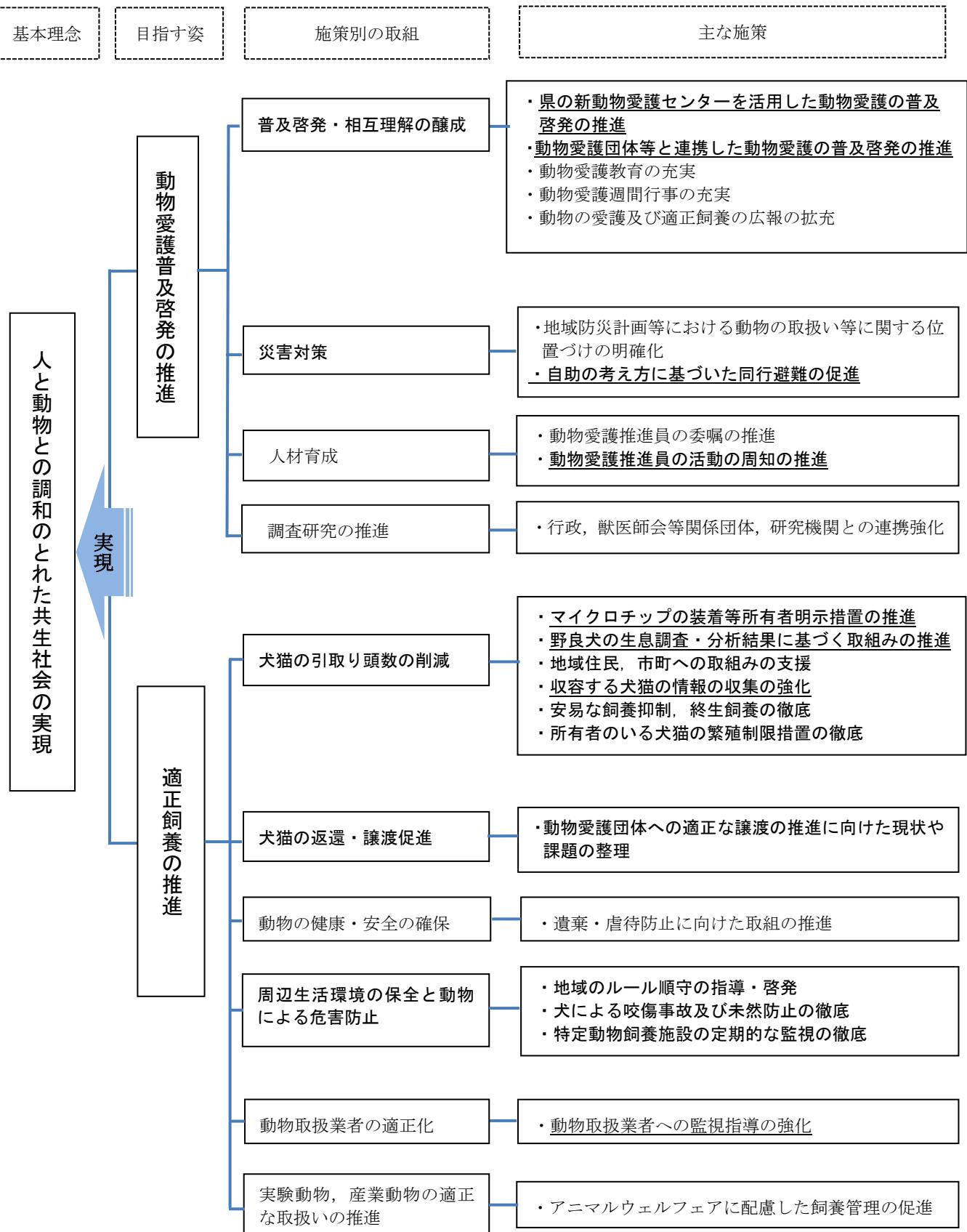
1 動物愛護普及啓発の推進

目標（10年後）	「動物愛護」に対する理解が進み、県民は命ある動物の適切な取扱いについて、また所有者等は自らの責任と動物の習性に係る知識等について学ぶ機会が増加し、「適正飼養」につながる機運が醸成されています。
施策分類	① 普及啓発・相互理解の醸成 ② 災害対策 ③ 人材育成 ④ 調査研究の推進
取組の方向性	・新動物愛護センターを活用した動物愛護の普及啓発の推進 ・動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進 ・動物愛護教育の充実 ・動物愛護推進員の委嘱の促進、活動の周知 ・自助の考え方に基づいた同行避難の促進

2 適正飼養の推進

目標（10年後）	「適正飼養」に対する理解が進み、動物の虐待や遺棄、無責任な餌やり等の不幸な命を生み出す行為が減少しており、県民の安全で快適な暮らしと動物の福祉がともに守られています。
施策分類	⑤ 犬猫の引取り頭数の削減 ⑥ 犬猫の返還・譲渡促進 ⑦ 動物の健康・安全の確保 ⑧ 周辺生活環境の保全と動物による危害防止 ⑨ 動物取扱業者の適正化 ⑩ 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進
取組の方向性	・マイクロチップの装着等所有明示措置の推進 ・動物愛護団体への適正な譲渡の推進に向けた現状や課題の整理 ・所有者のいる犬猫の繁殖制限措置の周知徹底 ・地域住民、市町の取組みの支援 ・野良犬の生息調査・分析結果に基づく取組みの推進 ・地域のルール遵守の指導・啓発 ・動物取扱業者への監視指導の強化

【施策体系図】



第5 課題への具体的取組

目指す姿 動物愛護普及啓発の推進

施策-1 普及啓発・多様な主体との相互理解の醸成

(1) 県の新動物愛護センターを活用した普及啓発の推進

○ 県の新動物愛護センターを活用した連携・協働体制の確立

県の新動物愛護センターを中心に県内動物愛護（管理）センターを広島県の「動物愛護」と「適正飼養」を発信する拠点として位置づけ、市町、県獣医師会、動物愛護団体、個人ボランティア等と連携・協働した体制づくりを進めます。

○ 県の新動物愛護センターにおける各種イベントの充実

県の新動物愛護センターにおいて、民間と連携したイベント、各種教室、譲渡会等を開催することにより、新動物愛護センターに人を集めて「動物愛護」と「適正飼養」の普及啓発を推進します。

活動指標	目標値
(行政) 県の新動物愛護センター来場者数	R7 年度：7,000 人 (旧動物愛護センターの来場者数の 2 倍) R12 年度：7,000 人を維持

(2) 動物愛護団体等と連携した動物愛護の普及啓発の推進

○ どうぶつ愛護のつどい（フェスティバル）

動物愛護週間に県民参加型の行事を行い、動物愛護及び適正飼養について、市町、県獣医師会及び動物愛護団体等と協力し普及啓発に努めます。

○ 動物慰靈式

動物愛護（管理）センターで致死された犬及び猫の慰靈式を行うことにより、命の尊さについて考える場を設け飼養管理者に適正飼養及び終生飼養を促がします。

○ 飼育講習会の開催

動物愛護センター等に収容された犬猫のうち、譲渡可能な動物については、飼養希望者に譲渡講習会を受講頂き譲渡しています。

本講習会について、動物愛護と適正飼養の普及啓発を図るため、広く県民の皆様へ参加頂けるよう働きかけていくとともに、講習会の内容の充実を図り、開催を促進します。

○ 犬のしつけ方教室の実施

犬のむだぼえやかみつき癖等、犬の飼養に関する問題を抱える飼い主からの相談や、これらを理由に犬の引取りを求められる事例が多いため、しつけの重要性及びその方法について講習会を実施します。

(3) 動物愛護教育の充実

○ ふれあい動物愛護教室の実施

動物を慈しむ心を育む機会を提供するため、保育所、幼稚園の園児及び小学校の児童を対象にふれあい動物愛護教室を行います。（※動物ふれあい事業を実施するに当たっては、動物に与えるストレスの軽減に配慮します）。

また、地域住民、各種団体等に対しても、動物の適正な飼養管理及び人への危害防止等について講習、指導等を行います。

○ 命を考える動物愛護教室の実施

命の大切さについて学ぶ機会を提供するため、学校高学年以上を対象に、動物愛護センターに犬猫が収容される理由、致死処分の実態、適正飼養などについて考える「命を考える動物愛護教室」を開催します。また、この内容を紹介する資料を作成し、市町教育委員会等へ提供していきます。

○ 学校飼養動物の適正飼養等に関する研修の実施

学校で動物を飼養することは、子ども達の情操を育むうえで重要なことですが、適切な取扱いがなされない場合は逆効果となってしまいます。このため、県獣医師会との連携により、教職員等を対象として動物の適正飼養や人と動物の共通感染症に関する研修を実施していきます。

(4) 動物の愛護及び適正飼養の広報の拡充

○ 普及啓発の場の拡大

市町、県獣医師会、動物愛護団体等、多様な主体との連携の下、種々の広報媒体を活用して、動物の愛護及び適正飼養の広報に努めます。また、連携先の拡大のための取組を行います。

○ 動物愛護キャンペーンの実施

毎年度、テーマをもって、動物愛護に係る種々の普及啓発のためのキャンペーンを実施します。

年 度	3	4	5	6	7以降
動物愛護及び適正飼養の広報の拡充		ランディングページ制作、維持			→

施策-2 災害対策

(1) 県及び市町の防災計画への参画

災害動物救護について、引き続き各市町への啓発を行い、未記載の市町には記載を、記載済みの市町には必要に応じた積極的な内容の見直しを促していきます。

(2) 災害対策を適切に行うための体制の強化

所有者責任を基本とした、災害同行避難等に求められる自助の考え方を県民へ普及啓発するとともに、避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の強化を図ります。

(3) 動物取扱業者の災害対策の徹底

飼養保管している動物の災害発生時における保護と管理について、平常時から避難場所の確保やマニュアルの準備などに主体的に取り組むよう、動物取扱業者への指導を徹底します。

(4) 特定動物の災害対策の徹底

災害発生時における特定動物の逸走を防止するため、特定動物の逸走時の対応マニュアルに基づき、飼い主に対して飼養施設の保守点検を徹底させ、逸走防止措置に関する監視・指導を強化します。

(5) 災害対策のネットワークの構築

○ 災害対策のネットワークの構築

災害対策について動物愛護推進員、獣医師会、関係団体及びボランティア等と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進していきます。

施策-3 人材育成

(1) 行政担当者の知識・技術の習得支援

市町の行政担当者に対して研修会を実施し、専門的な知識・技術の習得を支援します。

(2) 動物愛護推進員の育成

○ 動物愛護推進員の委嘱の推進及び育成

動物愛護推進員の委嘱を推進するとともに、動物愛護推進員が地域における動物愛護の中 心的な役割を果たすため、動物の愛護や正しい飼い方について助言できるように研修を行 います。

○ 動物愛護推進員の活動についての周知

動物愛護推進員の活動について県民に周知することで、推進員が動物愛護についての身近 な窓口として地域へ普及啓発等を行う役割を担いややすくなるよう支援します。

(3) 専門知識を持つ者の育成

動物取扱業の従事者の資質の向上を図るため、将来動物取扱業に従事する人材を養成す る専門学校等の学生、講師を対象として、研修会を開催し、関係法令や人と動物の共通感 染症等に関する情報を提供していきます。

また、学校等において、講義の際に使用する動物の適正な取扱いが確保されるよう、動 物飼養の実態を調査し、結果に基づき、動物の愛護と適正飼養について指導していきます。

(4) 専門知識及び技能等を持つ人材の活用

適正飼養に関する専門知識及び技能等を保持する人材を官民でより活用していくため、 人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討します。

施策-4 調査研究の推進

(1) 調査研究の実施

動物の愛護管理と人と動物の共通感染症に関して幅広く調査研究を行い、県や市町の施策に反映させていきます。

(2) 研究目録の作成

過去の調査研究のとりまとめを行い、今後の調査研究及び県や市町の施策に反映させていきます。

目指す姿 適正飼養の推進

施策-5 犬猫の引取り頭数の削減

(1) マイクロチップの装着等所有者明示措置の推進

○ 一般飼養者等のマイクロチップ装着の徹底

マイクロチップ装着が努力義務となっている動物愛護団体、個人ボランティアに対して、法改正の趣旨に鑑みてマイクロチップ装着後の譲渡を要請します。

また、一般飼養者のマイクロチップ装着を推進するため、ペット用品・フード販売店、動物病院及びペット美容業等に対してマイクロチップ装着の啓発を依頼します。

更に、県獣医師会の助成制度と連携し、一般の犬猫飼い主への装着を推進します。

以上のように、動物愛護管理に係わる全ての主体に対し、マイクロチップ装着の取り組みを強力に推進します。



活動指標	目標値
(行政) マイクロチップ装着率	犬 (R1) 11.8% → (R12) 85%
	猫 (R1) 2.2% → (R12) 50%

○ 所有者情報（マイクロチップ等）の確認

保護された飼い主不明の犬及び猫について、名札・鑑札・マイクロチップ等の有無の確認を徹底し、元の所有者等への返還に努めます。また、市町におけるマイクロチップリーダーの配備状況等について調査を行います。

(2) 野良犬及び野良猫の引取り頭数の削減

○ 野良犬の生息調査・分析結果に基づく取り組みの推進

県動物愛護センターに収容される野良犬を減少させるためには、特定の地域に野良犬が多く存在している原因を突き止める必要があります。令和2年度に実施しました野良犬の生息状況を令和3年度にかけて分析し、野良犬の捕獲強化と合わせて、野良犬の削減に努め、本県の野良犬の引取り頭数削減を図ります。

○ 地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立

野良犬・野良猫が問題になっている地域の市町及び住民に対し、長期的視野の下、連携して対策を実施するための野良犬（野良猫）対策協議会の設立を支援し、地域の主体な取組による問題解決を促します。

年 度	3	4	5	6	7以降
地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立	野良犬生息調査		収容数削減効果検証		

○ 野良犬・野良猫対策の周知

行政機関、獣医師会、関係団体及び動物愛護推進員において野良犬・野良猫問題の認識を共有し、飼い主や地域住民に対し「遺棄や犬の放し飼いの禁止」「猫の屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「無責任な餌やり行為の禁止」について、連携して周知を図ります。

○ 引取る犬猫に関する情報の収集

地域住民から所有者不明の犬猫を引取る際に、無責任に餌やりをしている人や野良犬の親の居場所を把握するなどのために、引取る犬猫に関する情報の収集に努めます。

また、飼い主からの引取り同様に、事前相談・本人確認を徹底することにより、無責任にエサを与えていたり等からの引取りを抑制します。

○ 飼主のいない猫支援活動の推進

住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動を支援するとともに、地域猫等についてのアンケート調査等を実施しその効果について検証を行い、今後の活動方針決定等に活用します。

また、野良猫 TNR 活動（※）等、人と猫とが共生し不幸な猫を生み出さないための活動を推進します。

※ 野良猫の繁殖を防いで地域の迷惑を減らすことで人と猫との共生を目指す活動。野良猫を捕獲し（Trap）、不妊去勢手術を実施し（Neuter）、元の場所に戻す（Retern）。

年 度	3	4	5	6	7以降
飼主のいない猫支援活動の推進	地域猫等に係るアンケート調査			収容数削減効果検証	

(3) 飼い犬及び飼い猫の引取り頭数の削減

○ 安易な飼養防止の普及啓発

譲渡講習会等において、通常の飼養や疾病罹患時に必要な経費、しつけや幼齢時の社会化の必要性、老齢時の世話の問題などをよく理解した上で飼養を始めるよう、飼い主の負担と責任に関する普及啓発を実施します。また、動物の販売時等の説明の中でも同様の啓発を行うよう、動物取扱業者等に対し指導を行います。

○ 終生飼養の徹底

譲渡講習会等において、飼い主が責任をもって終生飼養しなければならないこと、やむを得ない理由により継続飼養ができなくなった場合には飼い主が譲渡先を見つけなければならないことについて、普及啓発を実施します。また、動物の販売時等の説明の中でも同様の啓発を行うよう、動物取扱業者等に対し指導を行います。

なお、繰り返し引取りを求められた場合、老齢や病気を理由に引取りを求められた場合、自ら譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合等、終生飼養の原則に反すると認められる場合においては、行政機関は犬猫の引取りを拒否することができるについても発信し、終生飼養の趣旨の適正な理解が進むよう普及啓発を実施します。

○ 適切な繁殖制限措置の推進

所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖制限措置の必要性について普及啓発を実施します。

併せて、犬又は猫の飼い主については、動物がみだりに繁殖し、適正な飼養が困難となるおそれがある場合は、繁殖防止のために生殖能を不能にする手術等の措置を講じる必要があることが、改正動物愛護管理法において義務付けられたことから、法の趣旨についても普及啓発を実施します。

(4) 犬の登録・狂犬病予防注射の促進

○ 犬の登録・狂犬病予防注射

市町、県獣医師会や動物取扱業者の団体等と連携し、狂犬病予防法により飼い主に課されている犬の登録義務等の周知を行い、登録及び狂犬病予防注射接種率の向上を図ります。また、改正動物愛護法に規定され、今後制度構築されるマイクロチップ登録制度について、市町に情報提供を行い、円滑な制度導入を図ります。

施策-6 犬猫の返還・譲渡促進

(1) 元の所有者等への返還

○ ホームページの迷子情報の充実

動物愛護（管理）センターに収容された迷子の犬猫の写真、特徴などについてホームページに掲載し、迷子の犬猫の飼い主への返還に努めます。

(2) 収容された犬及び猫の譲渡の推進

○ 譲渡制度の見直しと関係団体との連携の拡大

譲渡対象となる犬猫の基準や譲渡対象者の範囲などの見直しを行い、収容犬猫の衛生管理強化に取り組み、終生飼養頂ける個人の方や譲渡に取り組むボランティア登録団体等への譲渡を積極的に行います。

また、新動物愛護センターを活用しての登録団体の譲渡会の開催、登録団体等が実施する譲渡会についてホームページに掲載する等、譲渡を受けて頂きやすい環境づくりに努め、登録団体等の負担軽減を図ります。

小規模の動物愛護団体や個人ボランティアへの譲渡を推進するため、定期的に意見交換を行うなどして連携体制を強化します。

○ ホームページの譲渡情報の充実

個人への譲渡を推進するため、ホームページへ譲渡用動物の写真を掲載します。また、県、広島市、呉市、福山市の譲渡情報を相互にリンクさせるなどホームページ情報の充実を図ります。

○ 譲渡制度及び譲渡動物の情報発信の強化

様々な啓発媒体を活用するなどして、譲渡制度及び譲渡動物の情報発信を強化します。

年 度	3	4	5	6	7以降
収容された犬及び猫の譲渡の推進		← 譲渡の拡大 収容動物の衛生管理強化		→ 譲渡動物の不妊去勢手術の検討	

出張譲渡会の開催（年4回）

施策-7 動物の健康・安全の確保

動物の遺棄・虐待の防止

○ 動物遺棄・虐待防止の周知

動物の遺棄を未然に防止するため、効果的な普及啓発の手法について検討し、周知を行います。

また、動物愛護管理法が改正され、愛護動物の殺傷、虐待等の罰則強化及び獣医師による虐待の通報義務化について周知徹底を図るとともに、警察との連携をより一層推進します。

○ 調査・指導の徹底

動物愛護（管理）センターは、情報に基づき、調査・指導を実施し、動物の遺棄・虐待の防止を図ります。

施策-8 周辺生活環境の保全と動物による危害防止

(1) 地域のルール遵守の指導・啓発

○ 犬の適正飼養

公園等の公共の場所で問題になっている放し飼い（ノーリード）については、条例違反であることを周知徹底します。排泄物の放置等の問題等、飼い主の責務として守るべき地域のルール遵守について、市町や地域住民等と協働しながら、飼い主へ自覚を促します。

○ 猫の適正飼養

飼い主のいない猫に無責任に餌を与えることによる周辺への迷惑やトラブルを防止するために、市町や町内会・自治会等と協働して、餌を与える人に責任の自覚を促すための啓発を行います。

また、疾病の感染防止、不慮の事故防止等猫の健康及び安全保持並びに周辺環境の保全の観点から、猫の所有者に対し屋内飼養に努めるよう啓発します。

○ 無責任な餌やり行為防止の普及啓発

改正動物愛護法にも盛り込まれたとおり、飼い主のいない子犬・子猫の再生産を防止するためには、所有者や占有者のいない犬又は猫に対する無責任な餌やり行為が望ましくないことについて普及啓発を強化します。

(2) 犬による咬傷事故の未然防止の徹底

犬の咬傷事故に伴う飼い主責任について認識の向上を図るため、重大事故の事例や、犬と飼い主とが良好な信頼関係を築くためのしつけ方法を盛り込んだテキストを作成し、動物愛護推進員による助言やボランティア団体による譲渡活動などでの活用を図ります。

(3) 特定動物の飼い主の社会的責任の遵守

動物愛護法の改正により、特定動物の愛玩目的での飼養又は保管が禁止されるとともに特定動物が交雑して生じた動物が規制対象に追加されたことについて、周知・遵守を推進します。

また、特定動物が飼養施設から逸走した場合、人に危害を与えるおそれが高く、飼養者又は保管者の社会的責任が重いことから、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別措置と県などへの届出等を確実に実施するよう、引き続き周知を図っていきます。

(4) 特定動物飼養許可施設の監視・指導の徹底

特定動物飼養許可施設の監視を定期的に行い、動物の適正飼養等を指導し、飼養者又は保管者に危害・迷惑防止の徹底を促します。

(5) 狂犬病対応マニュアルの活用

改正動物愛護法に盛り込まれたマイクロチップ登録制度の特例により、狂犬病予防法に基づく犬の登録のあり方にも変化が生じることが考えられます。これを機にマニュアルを改正し実態に合ったものとし、狂犬病の発生及び蔓延防止を図ります。

年 度	3	4	5	6	7以降
マニュアルの見直し訓練等		マニュアル見直し		訓練等	

(6) 人と動物の共通感染症の防止

人と動物の共通感染症防止に関する普及啓発資料を作成し、獣医師や関係機関と連携して、注意喚起に努めます。

施策-9 動物取扱業者の適正化

(1) 動物取扱業者への監視指導の強化

○ 動物取扱業の更なる適正化と動物の不適切な取扱いへの対応強化

動物取扱業者への監視指導を強化し、改正動物愛護管理法で示された動物の管理方法等に関する遵守基準の具体化、動物取扱責任者の要件の厳格など、新たな規制の着実な運用を図ります。

【数値規制】

- ・飼養施設の規模（面積、高さ）を規定
- ・動物の飼養・保管に従事する職員数を規定
- ・出産回数、出産年齢の規定 等

○ 販売する犬猫のマイクロチップ装着の確認

ペットショップ等の販売業者への立入検査時はマイクロチップリーダーを携行するなどしてマイクロチップの装着状況を確認します。

(2) 飼い主の責務に関する説明の徹底

○ 動物取扱業者による購入者等への説明

動物販売業者が購入者に対し、終生飼養の責務や犬の登録等の実施、飼養するための費用負担、問題行動の可能性など、動物を飼う前に理解しておかなければならない事項について、適切に説明を行うよう指導を徹底していきます。

○ マイクロチップ登録制度についての購入者への説明

改正動物愛護管理法に規定され、今後制度構築されるマイクロチップ登録制度について、動物取扱業者に情報提供することで十分な理解を促し、購入者等へ適切な説明を行うよう促します。

(3) 動物取扱責任者研修の充実

研修内容の充実を図り、動物取扱責任者に、法令や動物の取扱に関する最新の情報を提供し、基準の遵守について指導を徹底します。

(4) 業界全体の資質向上

動物取扱業者や事業者団体が社会において果たすべき役割を自ら考え、優良な動物取扱業者の育成及び業界全体の資質の向上を図るようその主体的な取組のあり方について検討し、業界へ働きかけます。

施策-10 実験動物・産業動物の適正な取扱いの推進

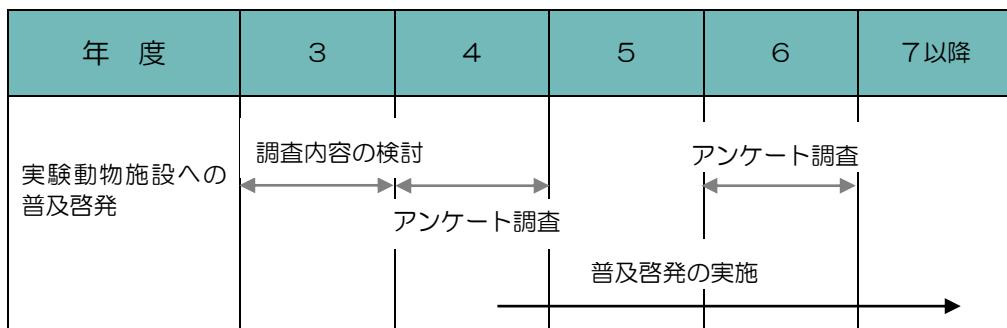
(1) 実験動物取扱施設への普及啓発

大学、病院、研究機関などの施設の実験動物の飼養状況を把握するため、アンケート調査等により動物の飼養状況を把握していきます。

また、行政関係部局の連携により、犬の登録等の義務や実験動物の飼養に関する基準及び動物実験に関するガイドラインを周知し、実験動物が適正に取り扱われるよう「3Rの原則※」等の普及啓発を行っていきます。

※ 3R の原則

国際的に普及、定着している動物実験を行う際に留意すべき事項で、「苦痛の軽減（Refinement）」「使用数の削減（Reduction）」「代替法の活用（Replacement）」をいう。



(2) 農畜産業者等への指導

産業動物の飼養及び保管に関する基準の通知等を関係機関に通知し、産業飼い主への周知を図ります。

第6 計画の推進

1 計画の周知

本計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

2 計画の実施体制の整備

(1) 動物愛護（管理）センターの対応能力の向上

動物取扱業の監視体制の充実を図ります。業態ごとの業務内容や取り扱われる動物種などの専門的な知識に関する所内研修などを実施し、動物愛護担当職員のスキルアップを行い、動物愛護（管理）センターの対応能力の向上に努めます。

(2) 調査研究の実施

動物の愛護管理と人と動物の共通感染症について幅広く調査研究を行い、県や市町の施策に反映させていきます。

3 市町との連携推進

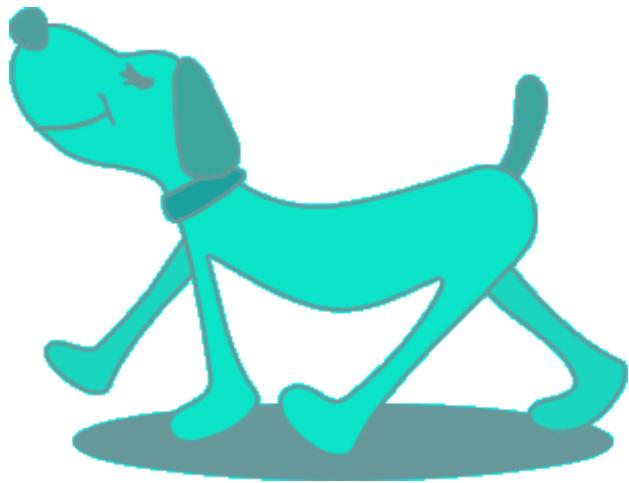
市町の担当者会議において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や人と動物の共通感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行って、担当者の業務への取組を支援します。

4 関係団体との連携推進

獣医師会及び動物愛護団体とは、引き続き緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。

5 達成状況の点検と計画の見直し

本計画の達成状況は、毎年、広島県動物愛護管理推進協議会において点検を行います。また、県は、定期的な点検と今後の社会情勢の変化等を踏まえ、5年後を目途に計画の見直しを行います。



令和3（2021）年 月
広島県動物愛護管理推進計画
令和3（2021）年度 ⇒ 令和12（2030）年度

広 島 県